



ヤングケアラー支援のための 福祉サービスの手引き



甲府市

子育て支援課 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」

令和7年6月



もくじ

1 はじめに.....	1
2 ヤングケアラーとは	
(1) ヤングケアラーとは（定義）	2
(2) 例えばこのような状況の子どもたちです	2
(3) 支援対象年齢.....	2
(4) 定義の「過度に」とは	3
(5) ケアによる影響.....	3
3 ヤングケアラー気づきのポイント	
(1) ヤングケアラーに気づくことの難しさ	4
(2) ヤングケアラーを把握する 際に留意いただきたいこと.....	4
(3) ヤングケアラーに気づくために	5
(4) ヤングケアラーに気づいた後の流れ	8
4 当事者及び支援者による相談から支援までの流れ	
(1) 相談から支援までの流れ	9
5 想定されるケアのケースと利用可能性のある福祉サービス	
(1) 手引きの見方	10
(2) 想定されるケアのケース例	10
(3) 福祉サービス一覧	12
(4) ヤングケアラー支援における関係部署 甲府市役所	42
(5) ヤングケアラー支援における関係機関 甲府市役所以外	43
6 関係機関（図）	
(1) 本市における連携について	45

1 はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、家庭内での介護などの担い手が不足する中、子どもたちが心身ともに健やかに成長する大切な時期に、重い責任や負担につながる家族のケアや家事を担い、ヤングケアラーとして自身の生活や学業、健康面などに支障が出ていることが全国的な課題となっています。

令和6年6月には、「子ども・若者育成支援推進法」が一部法改正され、ヤングケアラーの定義が明確化されるとともに、国・地方公共団体等が支援すべき対象に位置付けられ、市町村や関係機関による支援の必要性が明確になりました。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題として周囲の大人たちが気づきにくい特徴があることに加え、障がいや介護、経済的困窮など、さまざまな課題を同時に抱えていることが少なくないことから、甲府市においても各分野の垣根を越えて関係機関が連携していく必要があります。

本手引きでは、ヤングケアラーとして想定される具体的なケースに応じ、子ども自身やその家族がどのような福祉サービスを受けることができるかを例示するとともに、本市の福祉サービスを一覧として掲載しております。なお、手引きに掲載している福祉サービス以外にも、利用できるサービスがある場合があります。

また、子どもたちやその家族の身近にいる地域住民をはじめ、学校や民生委員・児童委員、介護や障がい福祉サービスの事業者、支援団体など支援者・関係機関の皆様が、正しくヤングケアラーを理解し、その存在に気づいていただけるよう、ヤングケアラーの状況や気づきのポイントを記載するとともに、巻末にヤングケアラー支援のフローとして各関係機関等の役割を記載しました。

本市のヤングケアラーコーディネーターが、本手引きの福祉サービスの活用をはじめ、今の状況が良くなるよう一緒になって考えますので、悩んでいる方も気づいた方もまずは「あおぞら」にご相談ください。

本手引きをご活用いただくことで、社会全体がヤングケアラーを正しく理解し、子どもたちを適切な支援につなぐ一助となれば幸いです。

コーディネーターへのご相談は、甲府市役所 子育て支援課「あおぞら」までご連絡ください。



ヤングケアラー
総合窓口

甲府市役所 子ども未来部 子ども未来総室 子育て支援課
子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」

場 所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所3階⑥窓口

連絡先 ☎ : 0120-743-011 (子ども・青少年専用ダイヤル)
: 055-221-3011 (直通)

✉ : aozora@city.kofu.lg.jp



「ヤングケアラー」と
思われるときには、
まずはご連絡ください。

2 ヤングケアラーとは

(1) ヤングケアラーとは (定義)

●本手引において、「ヤングケアラー」の定義は、子ども・若者育成支援推進法に明記された、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（以下「ヤングケアラー」という）」とします。

(2) 例えばこのような状況の子どもたちです

ヤングケアラーが行っているケアの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出所：こども家庭庁 (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

このほかにもヤングケアラーには、

- 幼いきょうだいの保育所、幼稚園、児童館、放課後デイサービス等の送り迎えをしている
- 精神疾患や知的障害、疾病や難病等のある親やきょうだいの世話をしている
- 依存症を抱えている親の感情面をサポートしている

なども含まれます

(3) 支援の対象年齢

●子ども・若者育成支援推進法では、おおむね30歳未満の者を中心として、施策によっては40歳未満までを支援対象者者としています。

具体的には、子ども期（18歳未満）に加え、進学や就職・就労選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としています。子ども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の方も対象となり得ます。

(4) 定義の「過度に」とは

定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話を」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、**子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合**を指します。

支援対象であるかの判断を行うにあたっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人ひとりの子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止めを踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要です。

なお、「家族の日常生活上の世話」については、法文上明示されている「介護」に加え、幼い兄弟の世話、障がいや病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれます。

(5) ケアによる影響

ヤングケアラーにとって家族の手伝い・手助けをするのは、「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、また、お手伝い等によって生活スキルの向上や思いやりを育むなど、良い面もありますが、多くの負担・責任が学校生活に影響したり、こころやからだに影響する可能性があります。



出所：こども家庭庁（<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>）

良い影響	悪い影響
● 他者や家族のことを思いやるなど、共感する力が育つ ● ケアの過程で家族との深い絆、信頼関係が築かれる ● 基本的な家事や医療に関するスキルが身につく など	● 友人と十分なコミュニケーションが取れず、孤独を感じる ● ケアや世話について話せる人がいなくて孤立してしまう ● 勉強する時間が不足し、学校の授業について行けなくなる ● 希望する進学や就職が難しい など

ケアとお手伝いの違いとは？

家事や買い物と聞くと「それはお手伝いではないの？」と考える人もいるかもしれません。
具体的な線引きは個別具体的な判断によりますが、ヤングケアラーが担うケアは、

- 年齢や成長段階に見合わない負担・責任を負う
- 日常生活に支障があるほど長時間にわたる

と言われ、本人がケアを行わなければ家庭が回らないなどの状態像であるとされており、保護者が行える内容を保護者の見守りがあるなかで行われる「お手伝い」とは異なります。

3 ヤングケアラー気づきのポイント

(1) ヤングケアラーに気づくことの難しさ

●ヤングケアラーに気づくことが難しい要因としては、次が挙げられます。

- ・ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題として、表に出にくい。
- ・子ども自身やその家族がヤングケアラーであるということを認識していない。
- ・障がいを抱える家族のことを隠したいと考える、あるいは口止めされている。
- ・日々のケア量が多く、忙しいため、当事者本人が「S O S」を発信できない。

(2) ヤングケアラーを把握する際に留意いただきたいこと

●ヤングケアラー支援の入口となる「早期発見」に対する子どものためを思っの行動が、かえって子どもを傷つけることにならないよう、ご理解ください。

- ✓ 関係機関の支援者として、ヤングケアラーに関する理解がまだ十分でないと感じる場合は、p1.「ヤングケアラーとは」と、p2「例えばこのような状況の子どもたちです」に目を通してください。
- ✓ 子どもに話を聞く際に、「話を聞く目的」、「話をするとこの先どうなるのか」、「子どもから聞いた話を、本人の同意なく第三者に話さないこと」を伝え、同意を得た上で話を聞いてください。
(信頼して話したつもりが、本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで心を閉ざしてしまう子どももいます。)
- ✓ ヤングケアラーの気持ちに寄り添います。
 - 子どもやその家族の価値観を受け止めるなど、ヤングケアラーである子どもやその家族の尊厳を大事にし、これまでの取組に対して敬意を払います。
 - ヤングケアラーである子どものことも、ケアの対象となる家族のことも、ともに大事な存在だと考え、心配しているという姿勢を持ちます。
 - 緊急の場合を除き、支援に繋げることを焦らないでください。
(会って話をする回数をできるだけ多くし、日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていくことが望ましいです。)
- ✓ 子どもと同じ目線での「対話」の姿勢を持ちます (決めつけや、予断をもって相手を見ないようにします)。
- ✓ 信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがあることを意識します。
(最初は本音を語らない、語れない場合があります。)
- ✓ 子どもに話を聞く際は、一つ一つの項目を尋問のように形式的に聞き取らないようにします。
- ✓ 各種ツールにあるすべての項目を必ず聞き取る必要はないことを理解します。
(関係機関で既に情報を持っている可能性もあるので、無理に聞く必要はありません。)
- ✓ 家族のケア、お手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージが子どもに伝わらないように留意します。

(3) ヤングケアラーに気づくために

- 子どもの様子を客観的に確認し、ヤングケアラーへの支援が必要となる可能性が見受けられた場合には、ヤングケアラー総合窓口「あおぞら」につないでいただき、支援に必要な関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

ヤングケアラー気づきツール【大人向けの視点】

視点	確認内容	視点ごとの留意点、確認ポイント	関連項目
子どもが行うケア等の状況	子どもが、ヤングケアラーと考えられる範囲の家庭内の役割を担っている様子があるかを確認します。	・ すべての項目を客観的に確認することは困難と考えられるため、あくまで確認できた範囲での情報で構いません。	項目 1
子どもの孤立の状況	子どもが、もしもの時に周囲に助けを求めることができる状況にあるのかを確認します。	・ 子どもが孤立している様子があれば、状況の変化に気づけるよう留意が必要です。	項目 2
子どもの権利が守られているか	子どもの客観的な状況を観察する中で、子どもの権利が守られているかを確認します。	・ ケア等をする子どもが負担に感じている様子があれば、見守り時の声掛けの頻度をあげるなど、状況の変化に気づけるよう留意が必要です。	項目 3
ケア等の影響	子どもが家庭内の役割を担うことによる心身への影響を確認します。		項目 4
家族の関係性	子どもが家族に必要以上に気を遣っている様子があるかを確認します。	・ 子どもに負担がかかっていることを家族が隠したり、家族の状況をよく見せようとしている可能性もあることに留意が必要です。	項目 5
その他	多機関連携の必要性を確認します。	・ 多機関での見守りや子どもの様子を確認する必要がある場合は、学校などの関係機関と連携を図ります。	項目 6

項目別ガイド

項目	確認内容	解説
1	ヤングケアラーと思われる子どもが、以下のような、本来大人が担うと想定されているような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子はありますか？	・ ヤングケアラーに該当する可能性を確認する項目です。
	A 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている（服薬管理やその他の身体介護も含む）。	・ A-J は、あくまで例示であり、どれに該当するかが重要なのではなく、例示をヒントとしてヤングケアラーに気づくことが重要となります。

項目	確認内容		解説
1	B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（日常的な要望への対応など）。	A-J は、あくまで例示であり、どれに該当するかが重要ではなく、例示をヒントとしてヤングケアラーに気づくことが重要となります。
	C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。	
	D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている。 （話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）	
	E	（認知症や精神疾患などで）目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。	
	F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。	
	G	幼いきょうだいの世話をしている。	
	H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族ために通訳（第三者との会話サポートなど）をしている。	
	I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。	
	J	家計を支えるために働いていて、家族を助けている。	
	K	そのほか、子どもの負担を考えた時に気になる様子がある。	
2	その子どもが行う上記のような家族へのケアや家事と一緒にしている人や頼りにできる人がいるように見受けられますか？		- 家族のお世話などを行う際の協力者や精神的な支えになる人がいるのかという観点で、子どもの孤立状況を確認する項目です。 - 親やきょうだいと一緒にいる場合であっても、関係次第では負担感が強い場合があることに留意します。 （家族に確認する場合の質問例） →家族の中で、主に誰がケアや家事を担いますか？ - 家族が子どものケアを求める場合や家族の状況を隠したがる場合などがあり、事実と異なる回答である可能性があります。そのため、子どもの様子を直接確認できるようであれば確認するとともに、多機関に情報共有する際は得られた情報の情報源についても共有しましょう。

項目	確認内容	解説
3	その子どもは、家族へのケアや家事によって学校(部活含む)に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか？（子どもが保育所、認定子ども園、幼稚園に所属する場合も含みます。）	- 子どもの権利(教育を受ける権利など)が守られているかを確認する項目です。 - 家族のお世話や家事以外の要因であっても、当該状況にある場合には、ヤングケアラーとは別の困りごとを抱えている可能性があることに留意します。 (家族に確認する場合の質問例) →その子は家族のお世話や家事のために、学校をお休みしたり遅刻・早退をしたりすることがありますか？ - ただし、家族が子どものケアを求めている場合に家族の状況を隠したがる場合など、事実と異なる回答の可能性があります。そのため、子どもの様子を直接確認できるようであれば確認するとともに、他機関に情報を共有する際は、得られた情報の情報源についても共有しましょう。
4	家族へのケアや家事が理由で、その子どもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか？ (元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等)	- 子どもが、家庭内で本来大人がすべき役割を担うことによる心身への影響を確認する項目です。 - 家族のお世話や家事以外の要因であっても、当該状況にある場合には、ヤングケアラーとは別の困りごとを抱えている可能性があることに留意します。 (家族に確認する場合の質問例)その子どもの心身の状況について、心配なことがありますか？ - ただし、家族が子どものケアを求める場合や家族の状況を隠したがる場合など、事実と異なる回答である可能性があります。そのため、子どもの様子を直接確認できるようであれば確認するとともに、他機関に情報を共有する際は、得られた情報の情報源についても共有しましょう。
5	その子どもが家族に必要以上に気を使っているように見受けられますか？	- 家族の関係性を理解するためのヒントを得る項目です。 - 子どもの様子を家族から聞く場合など、この項目の状況によって、他の項目の回答の信ぴょう性に関わる場合があります。そのため、他機関に情報を共有する際は、得られた情報の情報源についても共有しましょう。 - 感覚的な要素を含む項目であるため、支援者としては客観的な状況から確認しづらい項目ではあるが、子ども本人からすると家族の空気感から察知してもらいたいと考えている可能性があるため、確認の視点が漏れないよう留意します。 - 子どもが自分のやりたいことを後回しにして家族のお世話等をしていたり、家族に対して委縮する様子が見受けられる等が例として挙げられますが、それ以外にも違和感があれば気にしておくことが望まれます。
6	(1～5の状況を踏まえ)ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に「他機関の手助けが必要ですか？」など子どもの気持ちを確認します。	- 他機関の手助けが必要な場合は、「あおぞら」(p8)に連絡します。 - ヤングケアラーの可能性があると考えられない場合でも、子どもの様子等で気になる点があれば、継続的に見守りをするとともに、必要に応じ、「あおぞら」(p8)に連絡します。

項番	ヤングケアラー気づきのツール（大人向け）確認項目	
1		ヤングケアラーと思われる子どもが、以下のような、本来大人が担うと想定されているような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？
	A	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている（服薬管理やその他の身体介護も含む）。
	B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（日常的な要望への対応など）。
	C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
	D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている。（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）
	E	（認知症や精神疾患などで）目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
	F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
	G	幼いきょうだいの世話をしている。
	H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族ために通訳（第三者との会話サポートなど）をしている。
	I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
	J	家計を支えるために働いていて、家族を助けている。
	K	そのほか、子どもの負担を考えた時に気になる様子がある。
2		その子どもが行う上記のような家族へのケアや家事を一緒にしている人や頼りにできる人がいるように見受けられますか？
3		その子どもは、家族へのケアや家事によって学校(部活含む)に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか？（子どもが保育所、認定子ども園、幼稚園に所属する場合も含みます。）
4		家族へのケアや家事が理由で、その子どもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか？（元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等）
5		その子どもが家族に必要以上に気を使っているように見受けられますか？
6		（ 1 ～ 5の状況を踏まえ）ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。 その際に「他機関の手助けが必要ですか?」など子どもの気持ちを確認します。

出所：厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 有限責任監査法人トーマツ
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」を基に作成

(4) ヤングケアラーに気づいた後の流れ

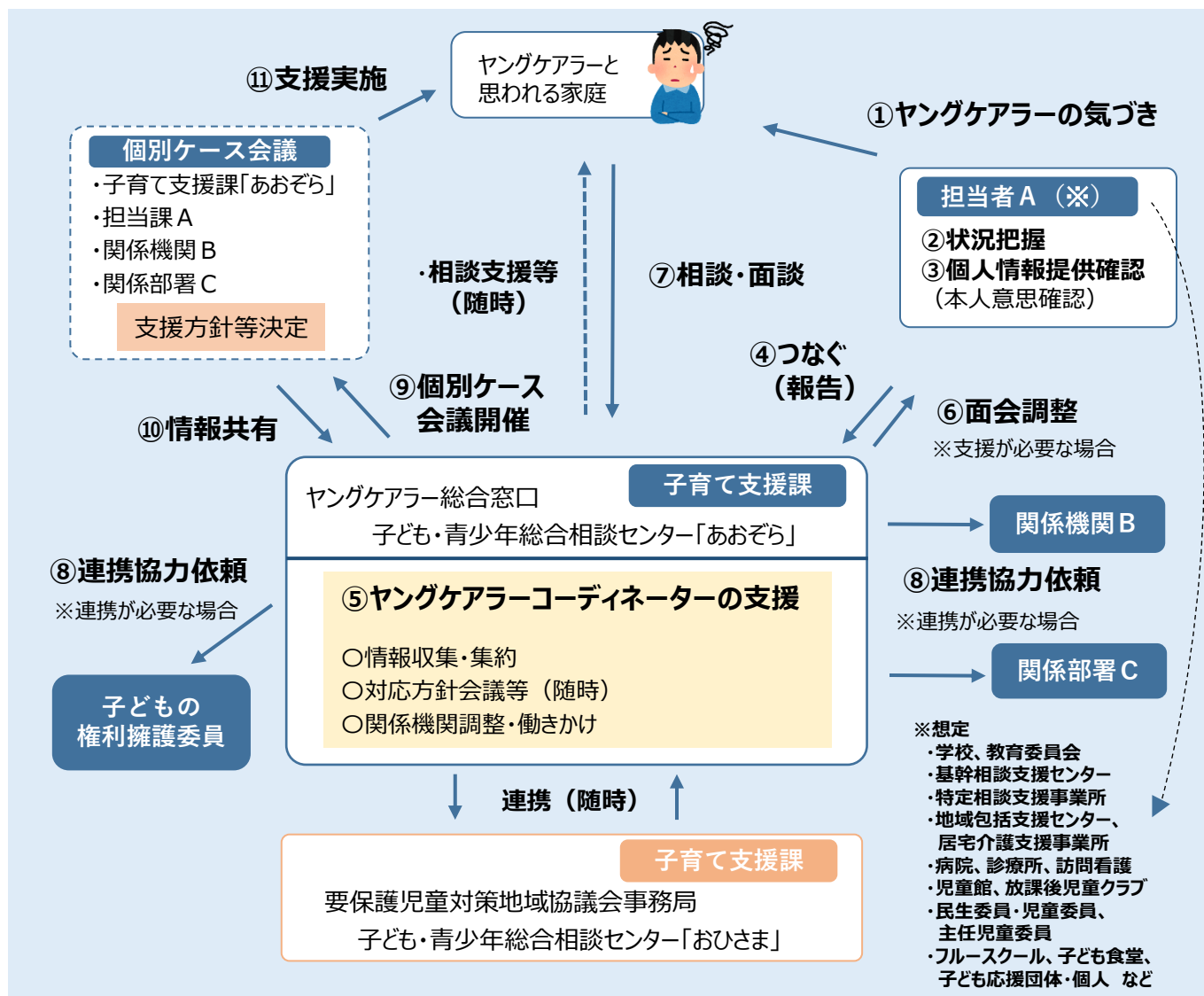
- ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて適切な支援につなげることが求められます。
- 子どもの気持ちを確認し、ヤングケアラー支援として関係機関との連携が必要な場合は、個人情報第三者へ提供する同意を取っていただくとともに、「おおぞら」につないでください。その際、以下の情報を共有することが望ましいです。

- ・家族の状況等（障がいや疾患など）
- ・子どもの状況に関する情報（子どもと直接会っていない場合は誰から聞いた情報かなど）
- ・子どもがヤングケアラーであることに対する家族の認識
- ・ケアの内容、ケアの対象者（ケアの受け手） など

4 当事者及び支援者による相談から支援までの流れ

(1) 相談から支援までの流れ

ヤングケアラーは、介護や生活困窮など、複合的な課題を抱えていることが少なくないと考えられます。相談から支援までの基本的な流れは、当事者や支援者からの相談に、子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」のヤングケアラー・コーディネーターが応じ、その後、庁内の関係部署や、その他の関係機関が連携しながら、当事者に合った支援方法を検討し、実施につなげていきます。



～～ 連携支援十か条 ～～

- ① ヤングケアラーが直面する状況の背景を理解し、**家族全体が支援を必要**としていることを理解しましょう。
- ② 緊急時を除き、**ヤングケアラー本人の意思を尊重**し、本人を抜きにした急な支援導入は避けましょう。
- ③ **ヤングケアラー本人や家族の希望を最優先**に考え、利用しやすい支援について各機関が協力して検討しましょう。
- ④ 支援は切れ目なく行い、ヤングケアラー本人や家族の負担を軽減するために、状況確認が重複しないように**包括的に支援**を実施しましょう。
- ⑤ **支援を主体的に進める機関を明確**にし、責任の押し付け合いを避けましょう。
- ⑥ すべての関係機関が問題を自分事として捉え、**協力して取り組み**ましょう。
- ⑦ **各機関や職種の役割、専門性、視点の違い**を理解し、共通の目標に向かって協力しましょう。
- ⑧ 既存の制度やサービスで対応できない場合でも、**インフォーマルな手段を含めてあらゆる方法を模索**し、必要な支援や体制の構築に向けて協力しましょう。
- ⑨ ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、**意思決定のサポート**を忘れず、本人や家族に寄り添いましょう。
- ⑩ 円滑かつ効果的な連携支援を行うために、**日頃から顔の見える関係作り**を意識しましょう。

(1) 手引きの見方

このページに、想定されるヤングケアラーの具体的なケースを例示し、それぞれのケースにおいて利用できる可能性のある福祉サービスについて、以下の番号で示しています。また、これらの番号に対応する福祉サービスの内容については、11～28ページをご覧ください。

【福祉サービスの番号】（分野別）

A01	～	H01	子どものいる家庭への支援 …… 12 ～ 16 ページ
(A) 施設等で一時的に子どもを預かってもらう (B) 保育・地域・行政等による助け合い (C) 保育料の経済的支援 (D) 子ども・子育て世帯への経済的支援 (E) 相談支援 (F) ひとり親への経済的支援 (G) ひとり親への生活支援 (H) ひとり親への相談支援			
I01	～	O11	高齢者のための支援 …… 16 ～ 23 ページ
(I) 高齢者への相談支援 (J) 介護保険の利用に向けて (K) 在宅で利用できる介護サービス (L) 入所サービス (M) 複合型サービス (N) 介護費用等の経済的支援 (O) 介護保険以外の支援			
P01	～	U10	障がいのある方のための支援 …… 23 ～ 34 ページ
(P) 障がい者への相談支援 (Q) 障がい者の医療費助成 (R) 在宅の方が受けられる支援 (S) 施設入所等の支援 (T) 経済的支援 (U) 経済的な負担軽減			
V01	～	V08	生活を支えるための支援 …… 34 ～ 36 ページ
(V) 生活に対する支援			
W01	～	Y09	ヤングケアラーに対する支援・その他支援 …… 36 ～ 41 ページ
(W) ヤングケアラーに対する支援 (X) 学習に関する支援 (Y) その他支援（体験・機会など）			

(2) 想定されるケアのケース例

①ヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている。	
● 幼い子どもの面倒をみてほしい	A01～10
● ひとり親世帯の子育て支援について教えてほしい	G01～03 H01
● ひとり親世帯への経済的支援について教えてほしい	C4 F01～05
● 子育てについて教えてほしい	B01 B02 B04 E01
● 経済的支援を教えてほしい	C01～04 D01 D02
● 子育てを手伝ってほしい	B03

②ヤングケアラーが高齢者の見守りや介護をしている。

● 家族の介護のことで相談したい

I 01~03 J 02

● 要介護・要支援の認定を受けたい

J 01

● 自宅で介護を行うにあたり、手助けがほしい

K 01 K 02 K 05 K 15 K 18

K 21 M 01 M 02

● 自宅でリハビリや看護等を受けたい

K 03 K 04

● 家族の介護の手を休めさせたい

K 06~10 K 13 K 19 K 21

M 01 M 02

● 自宅での介護等が難しく、施設に入所させたい

K 11 L 01~06

● 経済的支援を教えてほしい

N 01~05

③ヤングケアラーが障がいや病気のある家族の介助や看病をしている。

● 家族の障がいのことで相談したい

P 01~04

● 依存症について相談したい

P 05

● 障害支援区分の認定を受けたい

P 01

● 自宅で介助を行うにあたり、手助けがほしい

R 01 R 04 R 05 R 23

● 家族の介助・看病の手を休めさせたい

R 06 R 09 R 20 R 22

● 自宅での介助等が難しく、施設に入所させたい

S 01~05

● ひきこもりについて相談したい

V 04

④家計を支えるため、放課後は働いている。

● 経済的に苦しい

V 01 V 02 V 03 V 06

⑤通訳等により、家族の意思疎通を支えている。

● 音声での意思疎通ができない家族がいる

R 26 R 27

11ページ以降の各福祉番号を
ご参照ください

(3) 福祉サービス

I 日常生活の支援

※利用に関する情報は変更になる場合があります。
詳しくは各施設や甲府市ホームページ等をご確認ください。

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(A) 施設等で一時的に子どもを預かってもらう					
A 01	一般保育	保護者の労働、疾病その他の理由等で「保育を必要とする事由」の該当になっている児童の保育を、保育所等で実施しています。	0歳～就学前	保護者の市町村民税の課税状況に応じて市が決定します。	26
A 02	一般保育 (広域)	保護者の労働、疾病その他の理由等で「保育を必要とする事由」の該当になっている児童の保育を、市外の保育所等で実施しています。	0歳～就学前	保護者の市町村民税の課税状況に応じて市が決定します。	26
A 03	一時預かり事業	保護者の勤務形態や疾病・入院等による育児困難、保護者の育児疲れ解消等の私的な理由に対応し、一時的に保育を実施しています。	0歳～就学前	各保育所等で個別に設定されています。	27
A 04	夜間保育	夜間(午後10時まで)保育を実施しています。	0歳～就学前(保育所等利用者)	各保育所等で個別に設定されています。	27
A 05	延長保育	保育所等の開所前後の時間において、延長保育を実施しています。	0歳～就学前(保育所等利用者)	各保育所で個別に設定されています。	27
A 06	放課後児童クラブ	保護者が仕事等で家庭にいない児童を、放課後に預かります。 開設時間：午後2時～午後7時 ※春休み、夏休み、冬休み 午前8時～午後7時 毎月第一土曜日(4月は除く) 午前9時～午後5時	小学校に就学している児童	5,000円 (8月は10,000円)	25
A 07	預かり保育 (認定こども園、幼稚園)	保護者の希望により正規の教育時間終了後、引き続き保育を実施しています。	認定こども園、幼稚園に通う園児	各園で個別に設定されています。	27
A 08	病児保育事業	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院等に併設された施設で一時的に保育するほか、保育中の子どもが体調不良になったとき、保護者がお迎えに来るまでの間、看護師等が子どもを保育所で預かります。	0歳～小学校に就学している児童	一部の施設で負担があります。	27
A 09	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育・保護を実施しています。	18歳未満の児童	保護者の市町村民税の課税状況に応じて市が決定します。	27
A 10	こども誰でも通園制度	保護者の就労要件等を問わず、子ども一人あたり月10時間の利用枠の中で保育園等を利用できる制度です。	保育園等に通園していない6か月から満3歳未満の児童	一人一時間あたり300円程度です。 (各施設ごとに設定されています)	27

I 日常生活の支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(A) 施設等で一時的に子どもを預かってもらう					
A 11	児童館	児童に健全な遊び場を提供し、専門の児童厚生員が、遊びを通じた集団的・個別的指導をしています。	18歳未満の児童	ありません。	25
(B) 保育・地域・行政等による助け合い					
B 01	地域子育て支援センター	育児に対する専門知識を持つ保育所・幼稚園等を活用し、子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援等を実施しています。	子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及びその保護者)	各子育て支援センターで個別に設定されています。	27
B 02	保育所等利用者支援事業	保育所や認定こども園などの教育・保育施設や、行政の子育て支援サービス等の情報提供を行います。また、必要に応じて相談、助言等を行います。	子育て家庭の親とその子ども	ありません。	26
B 03	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方からなる会員組織です。事前に会員登録し、保育所・学校の送迎、一時的な預かりが必要になった場合にご利用ください。(病児・病後児の預かり、家事援助及び宿泊の援助は行いません。)アドバイザーが会員の相互援助活動の調整を行っています。	生後3か月～小学生の子ども の保護者	●月～金曜日の平日 午前7時～午後7時 1時間700円 ●その他 1時間800円 ●実費 (交通費等) ●ひとり親家庭を対象とした利用料助成金制度があります。	23
B 04	幼児教育センター (中央部、北部、中道北児童館 つどいの広場)	乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流する場です。親子で遊べるプレイルーム、図書館、遊具のある庭が備えてあります。月齢別講座、子育て講座、手遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせなどのほか、子育てに関する情報提供や育児相談も実施。	未就学児とその保護者	ありません。	23 または 24
(C) 保育料の経済的支援					
C 01	保育料表上の軽減	国で定める「保育所徴収金基準額表」とは別に、甲府市独自の保育料を定めることにより、保護者負担の軽減を図っています。	保育所等に入所している世帯	ありません。	26
C 02	子どもが3人以上いる世帯の保育料の軽減	保育料を算定するにあたり、3人目以降の児童の人数に対し、年少扶養控除額相当分(19,800円)を所得割額から差し引きます。	保育所等に入所している子どもがおり、かつ基準日に16歳未満の子どもが3人以上いる世帯	ありません。	26

I 日常生活の支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(C) 保育料の経済的支援					
C03	第2子以降3歳未満児の保育料の無償化	年収約640万円未満の世帯に対し、第2子以降3歳未満児の保育料を無料とします。	保育所等に入所している市民税所得割額169,000円未満の世帯	ありません。	26
C04	ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯の保育料の軽減	保育料の階層が、1ランク下の階層となります。	保育所等に入所しているひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯	ありません。	26
(D) 子ども・子育て世帯への経済的支援					
D01	すこやか子育て医療費助成	高校生相当年齢までの児童が、病気やけがで医療機関にかかった際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。 所得制限はありません。	高校3年生相当年齢まで(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童	ありません。	20
D02	児童手当	高校修了までの児童を養育している方に手当を支給します。 支給月額、児童一人につき3歳未満の第1・2子は15,000円、第3子以降は30,000円、3歳以上高校修了までの第1・2子は10,000円、第3子以降は30,000円です。 また、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付として児童一人につき月額一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の場合は、支給がありません。 支給月は2月・4月・6月・8月・10月・12月です。	高校修了(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童を養育している保護者	ありません。	20
D03	難病患者支援(医療給付)	難病患者に対する医療費の支給を行い、その経済的負担を軽減します。	難病患者	医療費助成については、所得に応じて自己負担があります。	11
D04	小児慢性特定疾病児童等支援医療費支給認定	小児慢性特定疾病児童等に対する医療費の支給を行い、その経済的負担を軽減します。	小児慢性特定疾病児童等	医療費助成については、所得に応じて自己負担があります。	28
(E) 相談支援					
E01	子ども・子育て相談	妊娠、出産から18歳未満の子どもに関する様々な相談、市や県の子育て支援制度・事業・施設の情報提供、などに、家庭児童相談員・保健師・社会福祉士などが対応します。	甲府市内にお住まいのすべての子どもとその家庭(里親家庭及び養子縁組家庭を含む)が利用できます。	ありません	21

I 日常生活の支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(E) 相談支援					
E 02	難病患者支援 (相談支援)	難病患者やその家族の療養上の不安の解消を図るため、生活や医療を含めた相談に応じます。	難病患者とその家族	ありません。	10
E 03	小児慢性特定疾病児童等自立支援	小児慢性特定疾病児童等とそのご家族に対し、必要な情報の提供や相談に応じます。	小児慢性特定疾病児童等とそのご家族	ありません。	28

II ひとり親家庭への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(F) 経済的支援					
F01	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父又は母及びその児童が、病気やけがで医療機関にかかった際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。所得制限があります。	所得税の納付義務のないひとり親家庭で、18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童を養育している父又は母とその児童、及び両親のいない児童	ありません。	20
F02	児童扶養手当	ひとり親家庭や、父又は母に一定の障がいがある家庭、又は両親のいない児童を養育している方に手当を支給します。支給月額、所得に応じて11,010円～46,690円です。また、児童2人目以降は所得に応じて5,520円～11,030円を加算して支給します。支給月は、1月・3月・5月・7月・9月・11月です。	18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童、又は20歳未満で中度以上の障がいを有する児童を養育している保護者 ※保護者及び扶養義務者の所得制限ほか、いくつかの要件があります。	ありません。	20
F03	ひとり親家庭等小中学校入進学祝金	ひとり親家庭等の児童が小・中学校へ入進学する際に、祝金を支給します。支給額は、小学校入学時に5,000円、中学校進学時に10,000円を支給します。	小中学校へ入進学する児童のいる世帯で、所得税の納付義務のないひとり親家庭、又は両親のいない児童の保護者	ありません。	20
F04	ひとり親いきいき自立応援給付金	ひとり親家庭の経済的自立のために、安定した雇用につながる看護師等の資格取得による就学や、知識・技能の習得に係る講座の受講に対して、生活費や受講料などの一部を支給します。	ひとり親家庭の父又は母で、児童扶養手当受給者、又は同様の所得水準にあるひとり親家庭の父又は母	ありません。	20
F05	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭等の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、各種資金を低利又は無利子で貸付をしています。資金の種類は、事業開始資金・技能習得資金・就職支度資金・修学資金・就学支度資金など12種類です。	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、父母のいない児童、寡婦、母子・父子福祉団体	ありません。	20

Ⅱ ひとり親家庭への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(G) 生活支援					
G01	母子・父子自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の父又は母における経済的自立と安定した雇用のため、プログラム策定員が相談に応じ、それぞれの方にあった自立支援プログラムを作成します。ハローワークとの連携又は資格取得をする際の給付金事業の活用等のご案内をいたします。	ひとり親家庭の父又は母(生活保護受給者を除く)	ありません。	20
G02	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭等であって、自立に必要な理由(技能習得のための通学、就職活動等)又は社会的事由(疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等)により一時的に保育サービスや生活援助を必要としている場合、家庭生活員によるサポートを受けることができます。	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦	所得に応じ、利用料金がかかる場合があります。	20
G03	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等の家庭の状況や就業経験等に応じ、就業に結びつきやすい就業支援セミナーの開催、ハローワーク等就業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供します。	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、母子家庭及び父子家庭の児童	ありません。	20
(H) 相談支援					
H01	ひとり親家庭等相談	母子・父子自立支援員や居住地区のひとり親家庭相談員が、ひとり親家庭・寡婦世帯の相談に応じます。	ひとり親家庭、寡婦世帯	ありません。	20

Ⅲ 高齢者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42、43
(I) 相談支援					
I01	福祉総合相談窓口	福祉に関する各種の相談に専門職員が対応し、関係部署等と連携をとりながら、保健・福祉サービス等の総合的な支援をします。	市民の方ならどなたでもご利用できます。	ありません。	02
I02	総合相談支援事業	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する様々な相談を受け付け、医療・介護・福祉などのサービスに関する情報提供やサービスの利用に関する手続きの支援などを行います。また、高齢者虐待への対応なども行います。	相談・支援を希望する方	ありません。	09 または 52
I03	民生委員・児童委員による相談	民生委員は児童委員を兼ね、生活に困っている方や障がいのある方、児童・高齢者・ひとり親家庭等の問題で、いろいろな悩みを持っている方々の相談相手となり、地域住民と関係行政機関等とを結ぶパイプ役として活動しています。	相談を希望する方	ありません。	01

Ⅲ 高齢者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(J) 介護保険の利用に向けて					
J01	介護認定申請	介護保険のサービスを利用するためには、介護認定の申請が必要です。申請を受けて、要介護の状況を審査判定し、介護度と期間等を記載した被保険者証が交付されます。なお、申請は、65歳の誕生日の90日前からできます。	65歳以上の方 (特定疾病のある方は、40歳以上から)	申請についての負担はありません。	15
J02	居宅介護支援・介護予防支援	ケアマネジャー(介護支援専門員)や地域包括支援センター職員がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。	要支援1～要介護5の認定を受けている方又は、総合事業対象者	自己負担はありません。	14
J03	居宅・介護予防サービス計画の作成	在宅において介護サービスを受けるために作成する計画で、指定居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターで作成します。	要介護又は要支援の認定申請をした方	自己負担はありません。	09 または 14
J04	介護予防ケアマネジメント事業	生活機能の低下を予防するために、その人に合わせた介護予防ケアプランを作成します。介護予防ケアプランに基づいて、介護予防・生活支援サービスが利用できます。	総合事業対象者、又は要支援1・2の認定を受けた方	ありません。	09
(K) 在宅で利用できる介護サービス					
K01	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	介護士が居宅を訪問し、食事や清掃、洗濯、買い物等の身体介護や生活援助を行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割(一定以上の所得者は2割又は3割)	14
K02	(介護予防)訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割(一定以上の所得者は2割又は3割)	14
K03	(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問し、リハビリを行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割(一定以上の所得者は2割又は3割)	14
K04	(介護予防)訪問看護	医師の指導のもと、看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助等を行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割(一定以上の所得者は2割又は3割)	14
K05	(介護予防)居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割(一定以上の所得者は2割又は3割)	14
K06	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割(一定以上の所得者は2割又は3割) 食費、日常生活費は別途負担します。	14

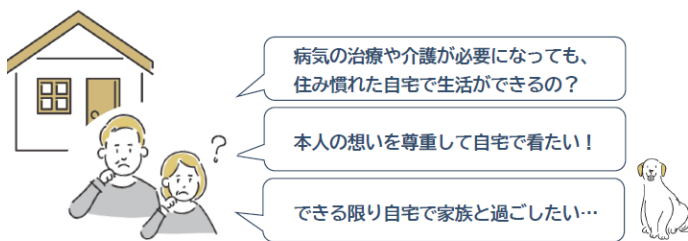
Ⅲ 高齢者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(K) 在宅で利用できる介護サービス					
K07	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）食費、日常生活費は別途負担します。	14
K08	介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練等が受けられます。（運動機能向上、口腔機能向上や栄養改善等のメニューを選べます。）	要支援1・2の認定を受けている方	自己負担が1割の場合、（一定以上の所得者は2割又は3割）食費等は別途負担します。	14
K09	(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事、入浴等の介護や機能訓練等が受けられます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。	14
K10	(介護予防) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期間入所して、入浴の介護や機能訓練、医師の診療等が受けられます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。	14
K11	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）居住費、管理費、食費等は別途負担します。	14
K12	(介護予防) 福祉用具貸与	13種類の福祉用具の貸出を受けられます。車いす及び付属品、特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり※、スロープ※、歩行器※、歩行補助つえ※、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置(要介護4・5の方のみ対象) 要支援1～要介護1の方は、原則として※のみ利用可。 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネージャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）	14
K13	(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方（本市介護保険の被保険者に限ります。）	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）食費等は別途負担します。	14
K14	地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	要支援1～要介護5の認定を受けている方（本市介護保険の被保険者に限ります。）	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）食費、日常生活費は別途負担します。	14
K15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護・訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。	要支援1～要介護5の認定を受けている方（本市介護保険の被保険者に限ります。）	自己負担は1割（一定以上の所得者は2割又は3割）	14

Ⅲ 高齢者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(K) 在宅で利用する介護サービス					
K16	(介護予防) 福祉用具購入費の支給	指定事業所から購入した、6種類(腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排せつ予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分)の福祉用具について、上限を10万円としてその費用の9割(一定以上の所得者は8割又は7割)が支給されます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	10万円を限度として、その1割(一定以上の所得者は2割又は3割)が自己負担となります。	14
K17	(介護予防) 住宅改修費の支給	住まいを安全で使いやすいするための小規模な住宅改修について、上限を20万円としてその費用の9割(一定以上の所得者は8割又は7割)が支給されます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方	20万円を限度として、その1割(一定以上の所得者は2割又は3割)が自己負担となります。	14
K18	総合事業 笑顔ふれあい訪問サポート	地域住民のボランティアである生活支援サポーターにより、掃除や洗濯、調理などの日常生活の困りごとをお手伝いします。	総合事業対象者、又は要支援1・2の認定を受けた方	1回当たり200円	09
K19	総合事業 笑顔すこやか通所サークル	地域住民が主体的に実施している通いの場において、専門職等による介護予防の体操、認知症予防の活動等を実施します。	総合事業対象者、又は要支援1・2の認定を受けた方	活動によって有料となる場合があります。	09
K20	総合事業 元気アップ教室	介護予防ケアプランに基づき、通所により「元気運動教室(運動機能の向上)」「わっはっ歯教室(口腔機能の向上)」を行います。	総合事業対象者、又は要支援1・2の認定を受けた方	自己負担が1割の場合、1クールあたり「元気運動教室(器械利用あり)」2,700円、「元気運動教室(器械利用なし)」2,100円、「わっはっ歯教室」750円	09
K21	総合事業 訪問型介護予防事業(ホームヘルプサービス)	日常生活の支援として、自力で家事等を行うことが困難な方で、家族や地域による支え合いや支援サービスを利用できない場合は、介護予防ケアプランに基づきホームヘルパーによるサービスを受けることができます。	総合事業対象者、又は要支援1・2の認定を受けた方	自己負担が1割の場合、1か月当たり週1回程度で1,201円程度	09
K22	総合事業 通所型介護予防事業(デイサービス)	介護予防ケアプランに基づき、デイサービス施設で、食事・入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで受けることができます。	総合事業対象者、又は要支援1・2の認定を受けた方	自己負担が1割の場合、1か月当たり週1回程度で1,824円程度。食費等は自己負担となります。	09

在宅で医療・介護が受けられること知ってますか？(QRで詳細をご確認いただけます。)



そんなご本人・ご家族の想いを
私たち専門職が支えます！



こちらのQRコードから
パソコン・スマホで
ご覧いただけます



Ⅲ 高齢者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(L) 入所サービス					
L01	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方の生活介護が中心の施設です。	要介護3～要介護5の認定を受けている方	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 居住費、管理費、食費等は別途負担します。	14
L02	介護老人保健施設	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。	要介護1～5の認定を受けている方	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 居住費、管理費、食費等は別途負担します。	14
L03	介護医療院	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。	要介護1～5の認定を受けている方	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 居住費、管理費、食費等は別途負担します。	14
L04	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事、入浴等の介護や支援、機能訓練が受けられます。	要支援2～要介護5の認定を受けている方 (本市介護保険の被保険者に限ります。)	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 食費、滞在費等は別途負担します。	14
L05	地域密着型介護老人・福祉施設入所者生活介護	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象として、定員29人以下の小規模な施設で食事、入浴等の介護や健康管理が受けられます。	要介護3～5の認定を受けている方 (本市介護保険の被保険者に限ります。)	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 居住費、管理費、食費等は別途負担します。	14
L06	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホーム等で食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられます。	要介護1～5の認定を受けている方 (本市介護保険の被保険者に限ります。)	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 居住費、食費等は別途負担します。	14
(M) 複合型サービス					
M01	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊等を組み合わせて食事、入浴等の介護や支援が受けられます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方 (本市介護保険の被保険者に限ります。)	自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割) 食費、宿泊費等は別途負担します。	14
M02	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせることで、効果的かつ効率的なサービスを一体的に提供します。医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスを受けられます。	要支援1～要介護5の認定を受けている方 (本市介護保険の被保険者に限ります。)	食費、宿泊費等は別途負担します。自己負担は1割 (一定以上の所得者は2割又は3割)	14

Ⅲ 高齢者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(N) 介護費用等の経済的支援					
N01	介護保険料の減免 (個別減免)	低所得者(保険料の所得段階が第1、第2、第3段階の方)について、収入・預貯金・資産等に関する一定の要件を満たす場合に、申請により保険料が減免されます。	一定の基準に全て該当する方。収入・資産・扶養に関して要件があります。	申請についての負担はありません。	14
N02	社会福祉法人等による利用者負担の軽減	低所得者について、社会福祉法人等の行うサービスを利用した際の利用者負担が軽減されます。	収入や世帯の状況等を総合的に判断して、生計困難な者として市が認めた方 ※軽減を受けるには、市へ申請し「確認証」の交付を受ける必要があります。	「確認証」の交付を受けるための負担はありません。	14
N03	施設サービス等利用者の負担限度額の軽減	介護保険施設へ入所(短期入所を含みます。)している方の食費及び居住費(滞在費)が、所得の状況に応じて軽減されます。	要件に該当する方	「認定証」の交付を受けるための負担はありません。	14
N04	高額介護(介護予防)サービス費等の支給	1か月間に支払った利用者負担である1割(一定以上の所得者は2割又は3割)負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に、超えた分が支給されます。	保険料滞納者で利用者負担4割の方は支給されません。所得区分によって1割(一定以上の所得者は2割又は3割)負担の上限額が異なります。	申請についての負担はありません。	14
N05	ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金の支給	ねたきり高齢者や認知症高齢者を在宅で介護している方に対して、日頃の労に報いるため、介護慰労金を支給します。	ねたきり高齢者(要介護認定4・5)又は認知症高齢者(要介護認定3の一部、4・5)を常時在宅で介護している方 ※介護保険法による居宅サービス等を受けたり、病院等に入院した月は支給されません。	ありません。	02
(O) 介護保険以外の支援					
O01	高齢者への外出支援サービス(タクシー基本料金の助成)	外出が困難なひとり暮らし高齢者等の方に外出支援クーポン券を発行し、福祉タクシーの基本料金を助成します。市内病院への通院、又は入退院時に限り使用できます。	要介護認定4・5の認定を受け、かつ移動の際に常時車椅子を利用している方で、市民税非課税の方、甲府市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業等の利用者でない方	ありません。	02
O02	高齢者介護用品の支給	介護保険制度で要介護4又は5の認定を受けた高齢者等を同居しながら介護している家族の方に、紙おむつ・尿取りパッド・使い捨て手袋・ウエットティッシュ・消臭剤の介護用品を購入するためのクーポン券を発行します。	要介護認定4・5の認定を受けた高齢者等を同居して介護しており、世帯員全員が市民税非課税の方	ありません。	02

Ⅲ 高齢者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(O) 介護保険以外の支援					
O03	高齢者への訪問理髪・美容サービス	65歳以上かつ在宅の寝たきり高齢者で、老衰・障がい・傷病等の理由により、理髪店や美容院に赴いて一般の理美容サービスを利用する事が困難な方に対して、訪問理髪・美容利用券を発行します。(年4回)	在宅のねたきり等で外出困難な65歳以上の方	1回：2,000円	02
O04	養護老人ホームへの入所	原則65歳以上の方であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方を入所措置します。	居宅での生活が困難な方(介護保険施設利用対象外の方) 市民税所得割非課税又は生活保護受給世帯の方甲府市で、措置が必要と判断した方	所得に応じて、自己・扶養義務者負担があります。	02
O05	「わたしの想いノート～自分の人生の物語を想像してみませんか～」	※サービスではありません。 自分が病気になったときや、介護が必要になったときなどにに向けて、自分の大切にしているもの・こと価値観「どう生きたいか・過ごしたいか」を考え、大切な人(家族や友人など)や支えてくれる人(医療介護従事者)と自分の想いを共有するノートです。 	誰でもお使いいただけます。 (市役所本庁舎総合相談窓口、長寿介護課窓口、健康政策課、公民館、地域包括支援センター等に設置しています。)	ありません。	09
O06	県央ネットやまなし・医療・介護情報検索システム	病院・介護事業所などの情報をインターネット上で検索・閲覧できるシステムです。 	誰でもお使いいただけます。	ありません。	09
O07	認知症簡易チェックシステム「これって認知症？」(家族・介護者向け) 「わたしも認知症？」(本人向け)	認知症は、誰でもかかる可能性があります。とても身近な病気です。「もの忘れかな?」「認知症かな?」と気になったら、パソコンやスマートフォンから簡単に認知症のチェックができます。 	誰でもお使いいただけます。	ありません。	09
O08	オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の方とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、集える場所です。お互いに情報交換や交流をしたり、認知症のことに詳しい専門職スタッフに、認知症のことや介護のこと、日々の生活の中で心配なことなどを気軽に相談しながら、ゆっくりとした時間を一緒に過ごします。	認知症の方とその家族、認知症に関心がある地域住民、専門職など	会場によって飲食代として、無料～300円の実費負担があります。	09

Ⅲ 高齢者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(O) 介護保険以外の支援					
O09	認知症初期集中支援チーム	本市にお住まいの、認知症の方又はその疑いのある方やご家族を、看護師、社会福祉士などの専門職が訪問して、お話を伺い、今後の対応と一緒に考えます。 そして、必要に応じ関係機関と連携を図りながら、医療機関への受診や介護サービスの利用のための支援、ご家族の介護負担軽減などの支援を集中的(おおむね6か月)に行います。	40歳以上の方で、自宅で生活されており、かつ認知症の方又はその疑いのある方で、医療サービス、介護サービスを受けていない方や中断している方、認知症の症状が強い、対応に困っている方等	ありません。	09
O10	訪問健康診査	医師が自宅を訪問し、問診、血圧測定、検尿、血液検査等の基本健康診査を行います。	40歳以上の寝たきりの方及びその介護者(40歳以上…昭和61年3月31日以前に生まれた方)	ありません。	11
O11	家族介護教室	高齢者などを在宅で介護されているご家族や近隣の援助者の方を対象に、公民館などで介護に関する学習、介護者同士の交流、情報交換などの教室を開催しています。	高齢者等を介護しているご家族、援助者等	ありません。	10

Ⅳ 障がい者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(P) 相談支援					
P01	障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言等の援助を行います。	障がいのある方又はその家族等	ありません。	07
P02	身体障害者手帳の交付等	身体に障がいのある方に手帳を交付します。手帳は障がいの程度によって、1級から6級までに区分され、身体障がいに係る各種の制度を利用するために必要です。	肢体(上肢・下肢・体幹)、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能等に永続する一定の障がいがあり、国の定める基準に該当する方。	ありません。	07
P03	療育手帳の交付等	児童相談所又は障害者相談所において、知的障がいと判定された方に手帳を交付します。判定は総合的に行われ、A-1、A-2a、A-2b、A-3、B-1、B-2に区分され、知的障がいに係る各種の制度を利用するために必要です。	知的障がいのある方(児童相談所又は障害者相談所の判定に基づきます。)	ありません。	07

IV 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(P) 相談支援					
P04	精神障害者 保健福祉手 帳の交付等	精神に障がいをお持ちの方に手帳を交付しま す。手帳は障がいの程度によって、1級から3 級に区分され、精神障がいに係る各種の制 度を利用するために必要です。2年毎に更新 が必要です。	精神疾患(統合失調症、そう うつ病、てんかん等)を有する方 のうち、精神障がいのため日常生 活や社会生活への制約がある 方	ありません。	07
P05	精神保健福 祉相談	精神保健福祉士等が心の健康に関する相 談に応じます。	心の健康について相談をしたい 方	ありません。	16
P06	民生委員・児 童委員による 相談	民生委員は児童委員を兼ね、生活に困っ ている方や障がいのある方、児童・高齢者・ひ ろ親家庭等の問題で、いろいろな悩みを持っ ている方々の相談相手となり、地域住民と関 係行政機関等とを結ぶパイプ役として活動し ています。	相談を希望する方	ありません。	01
(Q) 医療費に関する助成					
Q01	自立支援医 療(更生医 療)の給付	障がいを除去、または軽減するための医療 (角膜移植手術・関節形成術・心臓手術・ 人工透析等)を指定医療機関において、原 則1割負担で受けることができます。	18歳以上の身体障害者手帳 の交付を受けた方 ※一定所得以上の方は、制度 の対象外となる場合があります。	原則1割負 担ですが、所 得状況に応 じ自己負担 上限があり ます。	05
Q02	自立支援医 療(育成医 療)の給付	身体に障がいのある児童、又は現存する疾 患を放置すると将来一定の障がいを残すと認 められる児童に対して、指定医療機関におい て必要な治療(心臓手術、人工透析、音 声・言語・そしゃく機能障害等)を原則1割負 担で受けることができるよう助成します。	保護者が甲府市に住所を有す る18歳未満の児童 ※一定所得以上の方は、制度 の対象外となる場合があります。	原則1割負 担ですが、所 得状況に応 じ自己負担 上限があり ます。	05
Q03	自立支援医療 (精神通院医 療)の給付	精神科等で通院治療を受けている場合に、 医療費(薬剤費を含みます。)の自己負担を 原則1割負担に軽減する制度です。	医師の診断書に基づきます。 一定所得以上の方は、制度の 対象外となる場合があります。	原則1割負 担ですが、所 得状況に応 じ自己負担 上限があり ます。	07

IV 障がい者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(Q) 医療費に関する助成					
Q04	重度心身障害者の医療費助成	あらかじめ申請をいただき、受給者証をお持ちの重度の心身障がい者が医療等を受けた場合、高額療養費及び附加給付支給額を除いた保険診療内の自己負担分を助成します。入院時食事療養費の標準負担額の助成については、高校卒業以上の方で、受給者が「ひとり親家庭等医療費助成金」の受給要件に該当し認定を受けた世帯の方、かつ、減額認定証の交付を受けている方について、入院時食事療養費を標準負担額の1/2助成)	①身体障害者手帳1級～3級の方 ②療育手帳Aの方 ③特別児童扶養手当の受給対象児童の方 ④国民年金法に基づく障害基礎年金1級又は2級あるいは、これに相当する障がいのある方 ⑤精神障害者福祉保健手帳1級又は2級の方 ※所得制限があります。(特別児童扶養手当又は特別障害者手当の所得制限が適用されません。)	医療機関等の窓口で一旦医療費を支払っていただきますが、3か月程度で自動的に還付します。一部、自動還付にならない場合もあります。	05
(R) 在宅の方が受けられる支援					
R01	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。ただし、通院等介助は他要件あり。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R02	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R03	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06

Ⅳ 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(R) 在宅の方が受けられる支援					
R04	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。	障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する者。 【1】次のいずれにも該当する者 (1)二肢以上に麻痺等があること (2)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること 【2】障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R05	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、要件に該当する者。 ※詳しくは、お問い合わせください	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R06	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者。 ※詳しい要件はお問い合わせください	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R07	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R08	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R09	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06

IV 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(R) 在宅の方が受けられる支援					
R10	保育所等訪問 支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R11	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R12	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R13	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。ただし、65歳以上である者は他要件あり。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R14	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R15	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R16	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06

Ⅳ 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(R) 在宅の方が受けられる支援					
R17	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用して単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R18	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。	次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 【1】障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 【2】精神科病院に入院している精神障害者 【3】救護施設又は更生施設に入所している障害者 【4】刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者 【5】更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R19	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。	次に掲げる者。 【1】居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 【2】居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 【3】居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
R20	日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする支援です。	障害者手帳の交付を受けた方、あるいは障がい者等のうち、日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる方	所得に応じて自己負担額がありますが、一定の利用時間まで負担軽減されます。	06

Ⅳ 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(R) 在宅の方が受けられる支援					
R21	移動支援 (障がい者等の 外出時の支 援)	屋外での移動が困難な障がい者等について、 外出時にヘルパー又は車両での支援を行います。	全身体障がい・知的障 がい・精神障がい児者、 難病患者等で行動援 護・同行援護、重度訪 問介護の対象者でない 方、あるいは福祉事務 所長が支援の必要を認 めた者 ※通院、通学等通年か つ長期な利用、通勤、 営利目的での利用はで きません。	所得に応じて自己 負担額がありますが、 一定の利用時間ま で負担軽減されます。	06
R22	地域活動支援 センター	通所により、創作活動又は生産活動等の機 会の提供等を施設で行います。	身体、知的、精神障が い者又は発達障がい者	各事業者が設定	07
R23	訪問入浴サー ビス	入浴が困難な在宅重度障がい者等の自宅 へ入浴車を派遣します。	障がい福祉サービス及び 公的介護保険の適用を 受けることができない方 であり、他の制度等によ る入浴サービスを受ける ことができない方	所得に応じて自己 負担があります。	07
R24	日常生活用具 の給付	日常生活をより円滑に行うことができるよう、 必要に応じて日常生活用具を給付します。	各種障害者手帳の交 付を受けた方、難病患者 等の方 ※障がい程度・収入に より制限があります。 ※介護保険制度利用 対象者は介護保険制 度が優先されます。	所得に応じて自己 負担額があります。	07
R25	車いす・盲人用 安全杖の貸出	車いす、盲人用安全杖が短期間に必要と なった時、又は製作中の方に最長3か月間貸 し出します。	身体障害者手帳の交 付を受けた方	ありません。	07
R26	手話通訳者及 び要約筆記者 等の派遣	病院での受診や各種窓口での相談、自治会 での会議等の際、手話通訳者及び要約筆 記者等を派遣します。ただし、宗教活動に関 することや営業活動に関することなど、派遣の 対象にならないものがあります。	市内在住の聴覚障がい 者等で1日6時間を限 度とします。	ありません。	07
R27	手話通訳者の 設置	障がい福祉課窓口に平日9時～17時まで 手話通訳者を設置しています。	障がい福祉課の窓口に おいて手話通訳が必要 な方	ありません。	07

IV 障がい者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(S) 施設入所等の支援					
S01	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。	障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
S02	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	<福祉型> 障害支援区分が区分1以上である障がい者（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）。 <医療型> 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
S03	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者。 ※詳しい要件はお問い合わせください	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
S04	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護を受けている者であつて障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者ほか。 ※その他対象となる者については、お問い合わせください	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
S05	宿泊型自立訓練	障がい者に対して、居室その他の設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であつて、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。	原則1割負担ですが、所得状況に応じ自己負担上限があります。	06
(T) 経済的な支援					
T01	更生訓練費	訓練等のための経費及び通所のための経費を支給します。	自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受けている方、あるいは施設に入所の措置又は委託をされ更生訓練を受けている方で、利用者負担上限月額が0円の方	ありません。	07

IV 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(T) 経済的な支援					
T02	居室整備費の補助	重度心身障がい者の日常生活環境を改善するために、障がい者の居室及び浴室、便所等を整備する場合に経費の一部を「山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金制度」により補助します。ただし、新築は対象となりません。	年齢18歳以上の方で身体障害者手帳1・2級を所持している肢体不自由者又は療育手帳Aの所持者(15歳以上18歳未満は協議) ※障がい程度・収入により制限があります。 ※介護保険制度が優先されます。	整備費用と補助額の差額は自己負担となります。	07
T03	自動車運転免許証取得費の補助	身体障害者手帳の個別等級が1級又は2級の方、体幹機能障がいにあつては3級以上、下肢機能障がいにあつては4級以上の方で、適性試験に合格した方	身体障害者手帳の個別等級が1級又は2級の方、体幹機能障がいにあつては3級以上、下肢機能障がいにあつては4級以上の方で、適性試験に合格した方	免許取得費用と助成額との差額は自己負担となります。	07
T04	介助用自動車購入等の助成	身体障がい者が容易に乗降できるように改造、若しくは改造された新車及び中古車を購入する費用の一部を予算の範囲内で助成します。 ①新車購入・改造 基準額(60万円)と助成対象経費額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を助成します。(限度額40万円) ②中古車購入 基準額(60万円)と助成対象経費額に普通自動車の場合は19.4%、軽自動車の場合は21.0%の割合を乗じた額と比較して少ない額に3分の2を乗じて得た額を助成します。(限度額40万円)	常時車いす等を使用している在宅の方で次のいずれかに該当する方 ①障がいの程度が1級か2級の方で、下肢・体幹機能障がいの方 ②障がい老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準がランクB、C程度に該当する65歳以上の方 ※所得制限があります。	購入費と助成額との差額は自己負担となります。	05
T05	自動車改造費の助成	重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を10万円を上限として助成します。	上肢、体幹いずれかの障がいの程度が1級か2級、下肢にあつては3級以上で自分で車を所有し、運転する方 ※障がい等級・所得により制限があります。	改造費と助成額との差額は自己負担となります。	07
T06	自動車燃料費の助成	重度の心身障がい者本人の運転、又は、家族が運転し障がい者のために使用する自動車の燃料費を、1か月50リットルまで、1リットルにつき40円(軽油18円)助成します。	身体障害者手帳総合等級1級又は2級の方、又は療育手帳Aの方で、かつ、自動車税又は軽自動車税(2輪を除く)の減免を受けている方、又は翌年度から減免を受けることができる方、又は対象となるリース車を利用する方 ※福祉タクシー利用券の制度利用者を除きます。	ありません。	05
T07	特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に重・中程度の障がいを持つ20歳未満の児童を養育している保護者の方に対して支給します。 ※令和5年4月現在の手当月額は、重度が53,700円、中度が35,760円で、4か月分ずつ指定の口座に県から振り込まれます。(支給月＝4月、8月、11月)	次の児童(20歳未満)を養育している保護者 ①継続して介護を要する重・中程度の知的障がい又は同程度の精神障がいがある児童(おおむね療育手帳B1以上) ②身体に重・中程度の障がい又は長期にわたる安静を要する児童(身体障害者手帳1級～3級と4級の一部(下肢機能障害)) ※所得制限があります。児童が施設入所中は対象外です。	ありません。	05

IV 障がい者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(T) 経済的な支援					
T08	障害児福祉手当の支給	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給します。 ※令和5年4月現在の手当月額は15,220円で、3か月分ずつ指定の口座に振り込まれます。(支給月＝2月、5月、8月、11月)	①身体障がい児(手帳1級及び2級の一部) ②知的障がい児(療育手帳A-2a程度) ③精神障がい、内部障がい ①②と同程度の障がいのある方 ※所得制限があります。児童が施設入所中は対象外です。	ありません。	05
T09	特別障害者手当の支給	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。 ※令和5年4月現在の手当月額は、27,980円で3か月分ずつ指定の口座に振り込まれます。(支給月＝2月、5月、8月、11月)	①身体障がい者(手帳1級の一部)②知的障がい者(療育手帳Aランクの一部)③精神障がい、内部障がい ①②と同程度の障がいのある方※所得制限があります。施設入所中の方又は病院等に継続して3か月以上入院をしている方は対象外です。	ありません。	05
T10	甲府市心身障害児福祉手当の支給	心身に障がいのある児童(20歳未満)を養育している保護者に手当を支給します。手当月額は、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aが10,000円、身体障害者手帳3・4級又は療育手帳B1が5,000円、身体障害者手帳5・6級又は療育手帳B2が2,000円、特別児童扶養手当受給者が7,000円で4か月分ずつ指定の口座に振り込まれます。 (支給月＝3月、7月、11月) ※施設入所中の場合は10分の7の支給になります。特別児童扶養手当を受給している場合は、一律の金額になります。	次の児童を養育している保護者①身体障害者手帳(1級から6級)を所持している児童②療育手帳(A、B)を所持している児童	ありません。	05
T11	補装具購入・修理費の支給	事前の申請により必要と認められると、障がい児(者)の部位や部分を補って、日常生活を容易にするための補装具の購入又は修理費を支給します。	①身体障害者手帳の交付を受けた方 ※障がいの程度・収入により制限があります。 ※介護保険制度利用対象者は介護保険制度が優先されます。 ②難病の方で補装具費の支給が必要であると認められた方	原則費用の1割が自己負担額となりますが、所得等に応じて利用者負担上限額が設定されています。	05
(U) 経済的な負担軽減					
U01	乗合バス運賃の割引	県内に発着する乗合バスの運賃が割引になります。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が対象です。県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。 (身体手帳・療育手帳をお持ちの方は高速バスも対象となります。)ただし、バスの定期券は3割引です。 ※第1種身体障害者及び療育手帳の程度がA、精神障害者保健福祉手帳1級の方については付添の方も割引になります。	料金の50%又は70%は自己負担となります。	07

Ⅳ 障がい者への支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P42
(U) 経済的な負担軽減					
U02	国内航空運賃の割引	正規航空券購入時に、身障手帳、療育手帳、精神手帳の提示のみで割引が受けられます。 ※割引率は航空運送事業者や路線により異なります。	定期航空路線の国内線の全線です。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの12歳以上の方が対象です。本人及び介護者1名が対象となります。	割引後の航空運賃	07
U03	有料道路の割引	通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金を割引する制度です。	自分で自動車を運転する身体障がい者の方、又は介護者が運転する場合は第1種身体障がい者の方若しくは療育手帳Aの方 ※営業用車両等は対象外。	通行料金の1/2	07
U04	重度心身障害者タクシー利用券の交付	重度心身障がい者に、一枚740円以内の利用券を月2枚(年間最大24枚)交付します。1回の乗車につき1枚のみ利用可能です。初回交付枚数を全て使い切った方には、10月以降申請により最大12枚追加交付します。	重度心身障がい者で身体障害者手帳は1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳は1級、療育手帳はAの方 ※自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は対象外です。	運賃とタクシー券(740円以内)との差額は自己負担となります。	05
U05	自動車税・自動車取得税の減免資格証明書の発行	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(生計を一にする家族運転の場合は同居の生計同一者)の所有する自動車で、本人又は生計を一にする家族、若しくは障がい者のみの世帯(単身世帯を含みます。)又は70歳以上の方(若しくは未成年者)と障がい者のみで構成される世帯で生活する障がい者を常時介護される方が運転する場合、自動車税及び自動車取得税が減免されます。	対象となる障がいの程度は、障がいの区分により異なります。1年を通じて週3日以上通院等のために使用している場合 ※福祉タクシー利用券の交付との併用はできません。	ありません。	05 または 16
U06	軽自動車税・自動車取得税の減免資格証明書の発行	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(生計を一にする家族運転の場合は同居の生計同一者)の所有する自動車で、本人又は生計を一にする家族、若しくは障がい者のみの世帯(単身世帯を含みます。)又は70歳以上の方(若しくは未成年者)と障がい者のみで構成される世帯で生活する障がい者を常時介護される方が運転する場合、軽自動車税及び自動車取得税が減免されます。	対象となる障がいの程度は、障がいの区分により異なります。1年を通じて週3日以上通院等のために使用している場合 ※福祉タクシー利用券の交付との併用はできません。	ありません。	05 または 16
U07	税金の控除(所得税、市・県民税、相続税)	納税義務者自身が障がい者である場合、又は納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者である場合に、所得金額から障害者控除を受けることができます。相続税については、障がい者が相続により財産を取得した場合に税額から控除されます。	障がいの程度により、障害者控除、特別障害者控除の2種類があります。	手続きに関する費用負担はありません。	07

Ⅳ 障がい者への支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42
(U) 経済的な負担軽減					
U08	障害者控除対象者 認定書の発行	身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方で、身体障がい者等に準ずる者として福祉事務所長が認定した場合は、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を提示することにより、本人又はその扶養者が、障害者(特別障害者)控除を受けることができます。	65歳以上の重度障がい者に準ずる方で、介護保険法に基づく認定を受け、かつ障害者手帳の交付を受けていない方	ありません。	07
U09	NHK受信料 (衛星放送を含む)の免除	障がいの程度、収入等により、NHK受信料が全額又は半額免除されます。	①全額免除：障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税である場合 ②半額免除：世帯主が視覚障がい又は聴覚障がいの障害者手帳を持っている契約者の場合。世帯主が身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA-1、A-2、精神障害者保健福祉手帳の1級を持っている契約者の場合	ありません。	07
U10	携帯電話使用料の割引	携帯電話使用料が割引されます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方	各携帯電話会社にお問い合わせください。	07
(V) 生活に対する支援					
V01	生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	あらゆる努力や資産の活用を行っても、国の定める最低生活費に満たない生活困窮者世帯	収入の状況によって、自己負担額や返還金等が生じる場合があります。	03
V02	自立相談支援事業	生活困窮者の方からの相談を受け、自立支援計画を策定します。その自立支援計画に基づき、支援を受けた方が早期に生活困窮状態から脱することができるよう支援を行っています。また、直接相談に来ることが困難な方に対して、訪問支援を行います。	生活困窮者	ありません。	04

V その他の支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42、43
(V) 生活に対する支援					
V03	家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。	生活困窮者	ありません。	04
V04	ひきこもり相談支援事業	ひきこもりの状態にある本人や家族等からの相談に応じます。また、関係機関と連携して支援を行い、本人やその家族等の地域における自立と社会参加の促進を図ります。併せて、対面での相談に抵抗感がある方を対象に、メタバースを活用した相談・交流会も実施しています。	ひきこもりの状態にある本人や家族等	ありません。	17
V05	若年がん患者の在宅療養生活支援事業	40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料を補助します。 【対象支援】 ・訪問介護サービス ・福祉用具貸与サービス ・訪問入浴介護サービス ・福祉用具購入サービス ・居宅介護支援サービス	・40歳未満の甲府市民の方 ・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断される方）で、在宅生活の支援や介護が必要な方 ・他の制度において同様の支援を受けることができない方	補助限度額の50%を補助	11
V06	就学援助制度	経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や学校給食費など学校にかかる費用の一部を援助する制度です。 【援助の対象となるもの】 （１）生活保護を受けている方 ① 修学旅行費 ② 医療費※1 （２）認定となった方のうち、（１）に該当しない方 ① 学用品費 ② 校外活動費 ③ 入学準備費 ④ 修学旅行費 ⑤ 学校給食費※2 ⑥ 医療費※1 ※1 学校保健安全法施行令第8条に規定される疾病の治療に要した医療費の自己負担分。 ※2 アレルギー疾患等で学校給食の提供を受けていない方も援助を受けることが可能な場合があります。	①生活保護を受けている方 ②a～fのいずれかに当てはまる方で、認定基準額を満たす方 a 生活保護が廃止になったが、今なお生活が困窮している。 b 世帯全員が市民税非課税 c 児童扶養手当を受給している。 d 保護者の職業が不安定又は失業による生活困難 e 保護者が不慮の事故、災害、疾病等による生活困窮 f 特別な事情により生活困窮している。	ありません。	31

V その他の支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42、44
----------	-------	---------	--------	------	--------------------

(V) 生活に対する支援

V07	学用品等リユース事業	各家庭で不要となった学用品等を、必要とする家庭へお渡ししています。 【品目】 小学校：体育着（夏用・冬用）、ランドセル 中学校：学生服（夏用・冬用）、体育着（夏用・冬用）、通学カバン	甲府市立小中学校に在学している児童生徒の保護者 【対象校】 小学校：伊勢・相川小学校 中学校：全市立中学校 ※ランドセルについては、対象校を限定しません。	ありません。	18
V08	Maple tree食料支援	農家さんから規格外の野菜を収穫し、配付しております。 ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	ありません。	53

(W) ヤングケアラー本人のレスパイトやカウンセリング

W01	青少年相談 ヤングケアラー相談	子どもや若者が抱える様々な悩みをはじめ、ヤングケアラーなどに関して、公認心理師や社会福祉士が、カウンセリングや相談に応じます。	子ども・若者 ※概ね30歳未満	ありません。	22
W02	こころの体温計	体調が悪い時に身体の体温を測るように、「こころの体温計」で“今”のこころの状態を気軽にチェックできます。	メンタルチェックを希望する方 （ストレスの程度やこころの健康に関心を持っていただくためのもので、医学的診断をするものではありません。）	ありません。 （通信料金は自己負担となります。）	16
W03	ヤングケアラー 配食支援事業	「あおぞら」に相談があり、配食支援が必要と認められるヤングケアラーとその家族に対し、原則、週1回おおむね3か月まで弁当の配食を行います。	ヤングケアラーとその家族	ありません。	22
W04	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育・保護を実施しています。	18歳未満の児童	保護者の市町村民税の課税状況に応じて市が決定します。	27
W05	こども食堂	地域コミュニティの場として、子どもが一人でも行ける無料または定額の食堂です。	食堂を運営している団体によって対象者や利用料金が異なります。詳しくはP44をご参照ください。		P 44

V その他の支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P42、43、 44
(X) 学習に関する支援					
X01	夏休み子どもわくわく学び塾	・夏休みの宿題（夏休みの友、ドリル、プリント、感想文）や自主課題の取り組みをサポートします。 ・英語でのコミュニケーション活動を行います。 ・勉強の仕方や家庭学習の取組方法等に関する児童生徒の相談に応じます。	市内在住の小学校5年生～中学校3年生	ありません。	29
X02	甲府学びくらぶ	大学生や地域の方々と一緒に学習したり、自習ができる居場所を設置しています。 【開設場所】 甲府市子ども応援センター（甲府市宝二丁目8番19号 西庁舎3階）火曜日、金曜日の午後4時から8時（祝日・年末年始を除く） 定員：概ね15名	甲府市在住及び甲府市内の小・中学校に通学する児童・生徒	ありません。	19
X03	子どもの学習・生活支援事業	子どものいる生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止することを目的とし、中学生に対する学習支援を行います。就学支援相談員が支援対象世帯の家庭を直接訪問して、子どもの学習支援等や保護者(親)に進学助言等の必要な支援を行います。	生活保護世帯・就学援助世帯等の中学生	ありません。	04
X04	Maple tree 学習支援会	高校生が中学生の学習を、中学生が小学生の勉強をお手伝いしています。 【場所】 リッチダイヤモンド総合市民会館 （〒400-0867甲府市青沼3丁目5-4） 甲府市役所西庁舎 （〒400-0034甲府市宝2丁目8） 山梨県立図書館 （〒400-0024甲府市北口2丁目8-1） 【開催日時】 夏休み・春休み ※詳細はお問合せください。	小学1年生から高校3年生まで	ありません。	53
X05	ライオン寺子屋	ボランティアの大学生が先生として小中学生の勉強をお手伝いするほか、私生活や勉強などの様々な悩みを聞きます。 【場所】 甲府市役所西庁舎 （〒400-0034甲府市宝2丁目8） 【開催日時】 毎週火曜日17時～20時まで（夏季・冬季休業あり） ※詳細はお問合せください。	小学生・中学生	ありません。	58
X06	蓬沢いきいきサロン（学ぶ）	健康について学ぶことができるほか、ゲームや遊びを通じて学校で勉強する教科も楽しみながら学べる学習支援を行っています。 【場所】 蓬沢公民館 （〒400-0827甲府市蓬沢1丁目12-5） 【開催日時】 毎週月曜日・火曜日・木曜日・金曜日13時30分～15：30まで ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	子ども・学生：無料 大人：200円	59

V その他の支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P44
(X) 学習に関する支援					
X 07	中学生対象フリースクール	不登校の生徒が安心して通れる居場所として甲斐ゼミが運営するフリースクールは学習支援活動を中心に行っています。 【場所】 甲斐ゼミナール甲府北口本部教室 (〒400-0016甲府市武田1丁目2-19) 【開催日時】 火曜日・木曜日(不定期) 13時～15時30分まで ※詳細はお問合せください。	学校に行くことが難しい中学生	ありません。	60
X 08	甲州無料塾ココロ	地域でのサードプレイスとして、自主的に学びたい子どもたちに安全で安心できる居場所を提供し、学習支援を行っています。 【場所】 甲府市役所西庁舎 (〒400-0034甲府市宝2丁目8) 【開催日時】 毎週金曜日18時～20時まで ※詳細はお問合せください。	小学生・中学生・高校生	ありません。	62
X 09	甲府学びくらぶ玉諸校	子育て応援、学習支援、居場所づくりのための「無料学習会」を行っています。小中学生どなたでも自由に参加できます。 【場所】 甲府市玉諸悠遊館 2 階 (〒400-0814甲府市上阿原町 5 6 4 - 1) 【開催日時】 毎月第 2・第 4 土曜日の午前 9 時から正午 (祝日は除く) ※詳細はお問合せください。	小学生・中学生	ありません。	64
X 10	さえずりの木(学習支援)	子どもたちを対象に学習支援事業を行っています。 【場所】 yokayo café (〒400-0067甲府市長松寺町7-13サンマリーナ長松寺 1 - A) 【開催日時】 毎週月曜日 ※詳細はお問合せください。	小学生・中学生・高校生	ありません。	65
X 11	桜花塾	経済事業で塾に通うことができない子どものために有料の塾生と全く同じ授業を無料で受けることができます。 【場所】 桜花塾 (〒400-0857甲府市幸町9-20) 【開催場所】 毎週3回以上(要問合せ) ※詳細はお問合せください。	小学生・中学生 (住民税非課税世帯の子ども)	ありません。	68

V その他の支援

福祉番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡番号 P44
(Y) その他の支援 (体験・機会など)					
Y01	Maple tree ロボットで遊ぼう	ロボットで遊びながら子ども同士の交流を行います。 【場所】 リッチダイヤモンド総合市民会館 (〒400-0867甲府市青沼3丁目5-4) 【開催日時】 不定期 ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	ありません。	53
Y02	チャイルドアカデミー	田植え、稲刈り、もちつき、七夕など、子どもの日本伝統文化や節句際の体験機会の創出のため、日本の伝統文化を学ぶ教室を開催しています。 ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	ありません。	54
Y03	甲府経済新聞 子ども記者体験	甲府経済新聞の子ども記者として取材・記事作成をし、webページに掲載します。 【場所】 WORKSHED (〒400-0822甲府市里吉4-1-1) 【開催日時】 不定期 ※詳細はお問合せください。	小学生・中学生	ありません。	55
Y04	EATHDAY山梨アップサイクルワークショップ	ペットボトルライトなどアップサイクルワークショップを実施しています。 「アップサイクル」とは、本来であれば捨てられるはずの廃棄物にデザインやアイデアといった付加価値をお持たせることで、別の製品に生まれ変わらせることです。 【場所】 WORKSHED (〒400-0822甲府市里吉4-1-1) 【開催日時】 不定期 ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	ありません。	55
Y05	ごちゃまぜ学習会・体験会	様々なニュースポーツやボードゲーム、高齢者疑似体験などを体験できます。子どもからお年寄りまで年齢や地域に関係なくどなたでも参加できるので、多世代での人との交流や相談・リフレッシュできる機会を提供しています。 ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	ありません。	57

V その他の支援

福祉 番号	サービス名	サービスの内容	対象となる方	費用負担	連絡 番号 P44
(Y) その他の支援 (体験・機会など)					
Y 06	蓬沢いきいきサ ロン (体験・機会)	工作やニュースポーツ、ボードゲーム、ヨガ、書道、絵手紙、学習会などを日替わりで行っています。 【場所】 蓬沢公民館（〒400-0827甲府市蓬沢 1 丁目12-5） 【開催日時】 毎週月曜日・火曜日・木曜日・金曜日13時30分～15：30まで ※詳細はお問合せください。	どなたでも参加可	子ども・学生：無 料 大人：200円	59
Y 07	プログラミング 学習会	人間ロボットPepprを利用したプログラミングを学ぶことができます。 ※詳細はお問合せください。	幼児から中学生まで	ありません。	56
Y 08	プログラム開発 体験会	人間ロボットPepprを利用したプログラミングを体験できます。 ※詳細はお問合せください。	幼児から中学生まで	ありません。	56
Y 09	山梨発信！健 康安全郷育プ ログラム	心と体の健康と安全（防犯・防災・交通安全等を含む）の関わりをリズム運動や体操、遊び、ヨガ等で楽しい時間を過ごせます。	どなたでも参加可	ありません。 ※イベント内容によって、費用が必要な場合がございます。	61

子ども食堂 — ヤングケアラーを支える温かな居場所

家族の世話や家事を日常的に担うヤングケアラーにとって、心と体を休める場所はとても重要です。その一つとして注目されているのが「子ども食堂」です。

子ども食堂とは、地域の人々が中心となって運営する、子どもたちが気軽に立ち寄って温かい食事を無料または安価で提供する場です。

ただ食事をするだけでなく、地域の大人や同年代の子どもたちと交流できる「安心できる居場所」としても機能しています。

子ども食堂を通じて、地域全体でヤングケアラーを支える温かな輪が広がることを願っています。家庭だけでなく、地域という大きな家族の中で、子どもたちが少しでも笑顔でいられる時間が増えることが、支援の第一歩となります。



子ども食堂

※活動日時や利用料は変更となる場合がありますので、利用前に一度問合せをお願いします。

食堂名 (運営団体名)	活動内容	対象者	費用負担	問合せ先
まほら子ども食堂	子ども食堂をお祭り形式で運営しており、みんなの居場所として居心地よい空間づくりに努めております。子どもから大人まで幅広い年代の方がご利用いただけます。	どなたでも参加可	子ども：無料	54
地域食堂～縁～	年齢やお住まいに関係なく誰もが参加でき、食事をするだけでなく一緒に食事作りや工作など、多世代で交流できます。 【場所】 蓬沢公民館（〒400-0827甲府市蓬沢1丁目12-5）	どなたでも参加可	子ども・学生：無料 大人：300円	57
ごちゃまぜ地域食堂	年齢やお住まいに関係なく誰もが参加でき、食事をするだけでなく一緒に食事作りや工作など、多世代で交流できます。 【場所】 蓬沢公民館（〒400-0827甲府市蓬沢1丁目12-5）	どなたでも参加可	子ども・学生：無料 大人：200円	59
カフェよりみち	お弁当やお食事を提供しており、みんなの居場所として居心地が良い環境づくりにも取り組んでいます。 【場所】 甲府市宝2-14-11「笑流」内	どなたでも参加可	子ども：100 大人：300	63
さえずりの木 (子ども食堂)	子どもたちを対象に子ども食堂で食事の提供を行っています。 【場所】 yokayo café (〒400-0067甲府市長松寺町7-13サンマリーナ長松寺1-A) 【開催日時】 毎週月曜日	小学生・中学生・高校生	ありません。	65
寺GO飯	子ども食堂を運営し、食事楽しさやマナーを伝えながら地域とのつながりを深めています。 【場所】 功德院（甲斐市中下条1621） 【開催日時】 毎月第3水曜日	小学生とその保護者	ありません。	66
こうふ橋町子ども食堂	子どもたちを対象に子ども食堂で食事の提供を行っています。 【場所】 人生食堂こばやし（甲府市丸の内2-27-13）	中学生までの子ども ひとり親家庭の父母	子ども：無料 大人：300円	67
パイフワード 子ども食堂	全世代が気軽に立ち寄れて、大人が子どもを見守る、困っている人がいたら助ける、そんな昭和時代の空間づくりに努めています。子どもから大人まで幅広い年代の方がご利用いただけます。 【場所】 ya:me（甲府市幸町20-5 NMKビル1F） 【開催日時】 平日のみ（祝日、土日を除く）	来店・購入・寄附はどなたでも可。パイフワード（子ども食堂）利用は18歳未満	・パイフワード利用1回につき100円以内 ・ヤングケアラーのパイフワード利用は制限なし	69

部	課	係	連絡先（番号）	
福祉部	総務課	計画係 (甲府市民生委員・児童委員協議会事務局)	055-237-5388	01
	生活福祉課	保護係	055-237-5431	03
		生活支援係	055-237-5742	04
	障がい福祉課	医療支援係	055-237-5642	05
		サービス支援係	055-237-5654	06
		相談支援係	055-237-5240	07
	長寿介護課	経営係	055-237-5473	13
		保険給付係	055-237-5480 055-237-5478	14
		認定係	055-237-5519	15
		高齢者支援係	055-237-5613	02
	地域包括支援課	地域包括支援係	055-237-5484	09
保健衛生部	地域保健課	地域保健係	055-237-1173	10
		保健予防係	055-237-2505	11
		食育係	055-242-8301	12
	精神保健課	精神保健係	055-237-5741	16
		精神保健係 (ひきこもり相談)	055-242-8667 (ひきこもり相談専用ダイヤル)	17
子ども未来部	子ども応援課	子ども応援係	055-231-5538	18
		青少年係	055-237-5679	19
	子育て支援課	子育て支援係	055-237-5674	20
		子ども・青少年総合相談センター「おひさま」	055-237-5917	21
		子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」 (ヤングケアラー総合窓口)	055-221-3011 (直通) 0120-743-011 (子ども専用)	22
		中央部幼児教育センター	055-224-5455	23
		北部幼児教育センター	055-220-3398	24
	子ども保育課	子ども保育係 (児童館担当)	055-237-5092	25
		子ども保育係 (認定担当)	055-298-4473	26
		子ども保育係 (給付担当)	055-237-5669	27
	母子保健課	母子保健係	055-237-8950	28

部	課	係	連絡先（番号）	
教育委員会	学校教育課	学校危機管理係	055-223-7321	29
	学事課	学事係	055-223-7322	30
		保健給食係	055-223-7322	31

(5) ヤングケアラー支援における関係機関 甲府市役所以外

機関・窓口名		内容		連絡先（番号）	
障害者基幹相談 支援センター「りんく」		障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言等の援助を行います。 【住所】 〒400-0807 甲府市東光寺1-10-25		055-221-1233	50
児童生徒 支援センター 「すてつぷ」		「不登校」「いじめ」「特別支援教育」に関する総合的な相談窓口として、次の相談に応じております。 【内容】 ◎不登校に関すること ◎いじめに関すること ◎特別支援教育に関すること 【相談スタッフ】 ・自立支援カウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・スクールカウンセラー（発達相談員） ・特別支援教育担当 ・生徒指導アドバイザー・指導主事 等 【住所】 〒400-0861 甲府市城東1-12-28		055-232-8019 0120-078-070 <9：00 ～ 16：30>	51
地域包括 支援センター		高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護・福祉・健康・医療など様々な視点で総合的に支援する機関です。 ◎介護・福祉・健康・医療など、生活 全般にわたる様々な相談 ◎健康づくり、介護予防、介護サービスの利用等を支援 ◎高齢者虐待の早期発見や成年後見制度の紹介 ※お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。		52	
センター名	担当地域	住所	連絡先（番号）		
東ほうかつ	琢美、東、富士川	城東4-13-15	055-233-6421		
南東ほうかつ	里垣、玉諸、甲運	国玉町951-1	055-223-0103		
西ほうかつ	貢川、石田、池田、新田	上石田1-8-20	055-220-7677		
南西ほうかつ	国母、大国、大里	大里町5315	055-220-2315		
南ほうかつ	伊勢、住吉、湯田、山城	住吉5-24-14	055-242-2055		
北東ほうかつ	相川、北新、新紺屋	塚原町359	055-252-3398		
北西ほうかつ	千塚、羽黒、千代田、能泉、宮本	羽黒町1657-5	055-252-4165		
中央ほうかつ	春日、相生、穴切、朝日	丸の内2-9-28勤医協駅前ビル4階	055-225-2345		
笛南ほうかつ	中道、上九一色	下向山町910 健康の杜センター内	055-266-4220		

(6) ヤングケアラー支援における関係機関 子ども応援団体・個人・地域団体

機関・窓口名	内容	連絡先（番号）	
Maple tree	食糧支援や学習支援会、市のイベントなどを通して子ども同士のつながりを増やしていきたいと思っています。	090-2257-2776	53
まほら子ども食堂	子ども食堂をお祭り形式で運営しています。みんなの居場所として、心地よい空間づくりに努めています。	050-1741-1729	54
特定非営利活動法人 NPOまちづくり法人山梨 タンク	地域ニュースメディア運用やイベント企画、シェアスペースの運用などを行っています。	080-3432-2001	55
一般社団法人アイやまなし 人材育成協会	人間型ロボットPepperを利用したプログラミングの学習会や体験会などの活動を行っています。	090-3530-5519	56
LLC縁の下の力持ち	年齢や地域、性別、国籍、障がいの有無に関係なく、誰もがイキイキと過ごせる社会を目指し、様々な場所で交流会や体験会を行っています。	090-9309-5301	57
甲府ライオンズクラブ	子どもたちに学習の機会や居場所を提供する、「ライオン寺子屋」を開催しています。	055-221-0808	58
蓬沢いきいきサロン	年齢や地域に関係なく、色々な人と交流し、さまざまな体験ができる居場所づくりを行っています。	090-5559-3710	59
甲斐ゼミナール	学校に通えていない中学生を対象に、居場所づくりや学習支援の活動として、フリースクールを運営しています。	055-251-5560	60
リズムオブラブ	「山梨発信！健康安全郷育プログラム」を通して、かけがえのない大切な命を自分で守る心と体づくりを地域に出向いてお届けしています。	090-4701-7702	61
甲州無料塾ココロ	地域での「第三の居場所」として、自主的に学びたい子どもたちに安全で安心できる居場所を提供し、学習支援をしています。	090-4601-9859	62
カフェよりみち	毎月第2、第4土曜日にお弁当やお食事を提供しています。みんなの居場所として心地良い環境づくりや、美味しく食べていただけるようにメニューは毎回工夫しています。	090-8301-7695	63
甲府学びくらぶ 玉諸校 (根深穂芝)	毎月第2・第4土曜日の午前9時から12時に、小中学生を対象にした「無料の学習会」を行っています。	080-5006-5455	64
一般社団法人ライフサポ ートひかり さえずりの木	子ども食堂・学習支援・居場所支援	055-267-7261	65
SOCIAL TEMPLE 寺 GO飯	食事の楽しさやマナーを伝えながら、地域とのつながりを深める子ども食堂を運営しています。	090-4662-9253	66
こうふ橋町 こども食堂	・体験教室・居場所作り・食事・コミュニケーション・パントリーなどの活動を行っています。	090-3409-8595・055-207-3602（人生食堂）	67
桜花塾	経済事情で塾に通うことができない子どものために他の塾生と全く同じ授業を無料で受けることができます。	090-9383-5049	68
ya:me（ヤミー）	飲食店から取り寄せた商品を小分けし、大人の来店者から寄付を募り、子ども達に安価で店内の商品を楽しんでもらうことができます。ヤングケアラーは寄附の範囲内で無料で提供します。	080-1084-1408	69

6 関係機関（図）

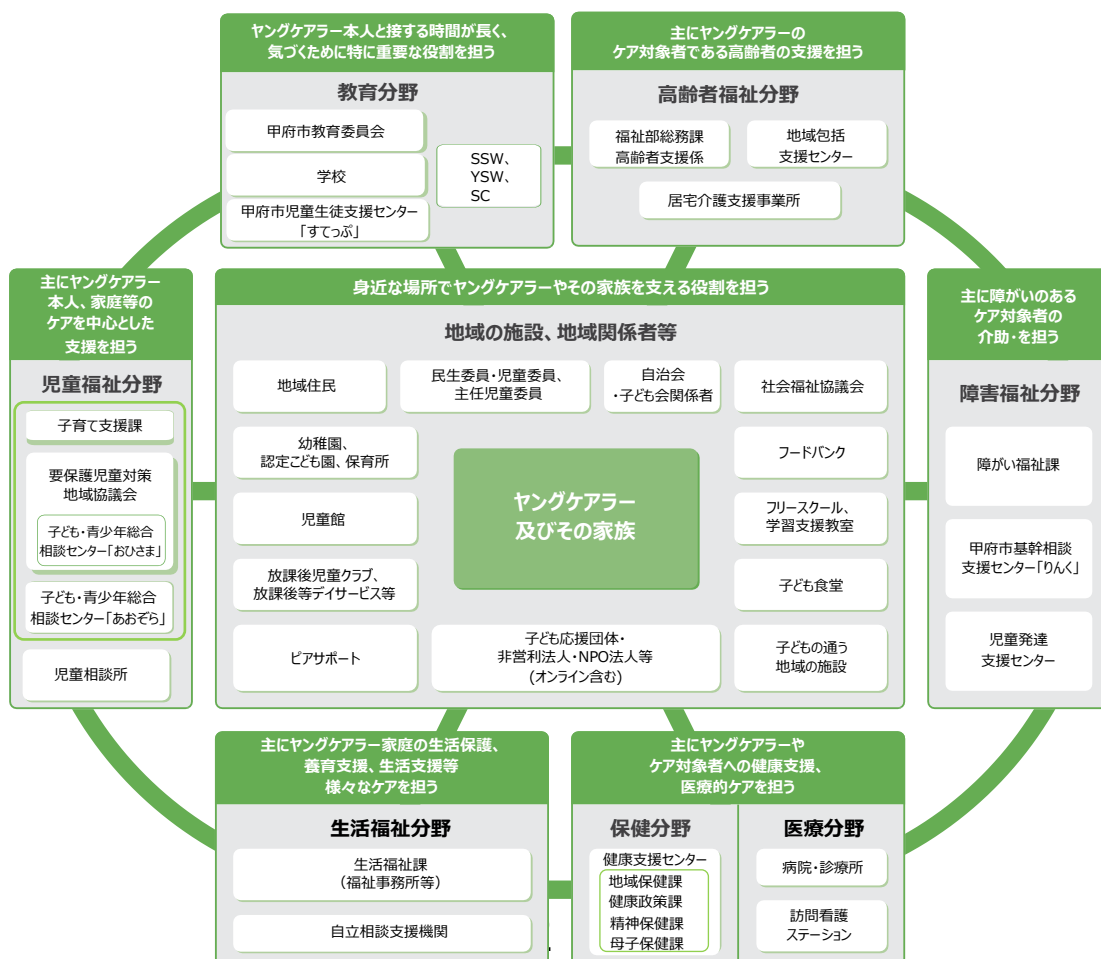
（１）本市における連携について

ヤングケアラーやその家族を支える関係者として下図のような支援機関等があります。教育、子ども、各福祉部門、そして地域の支援団体など、関係機関・関係部署が協力して支援することで、よりよい支援が行えます。

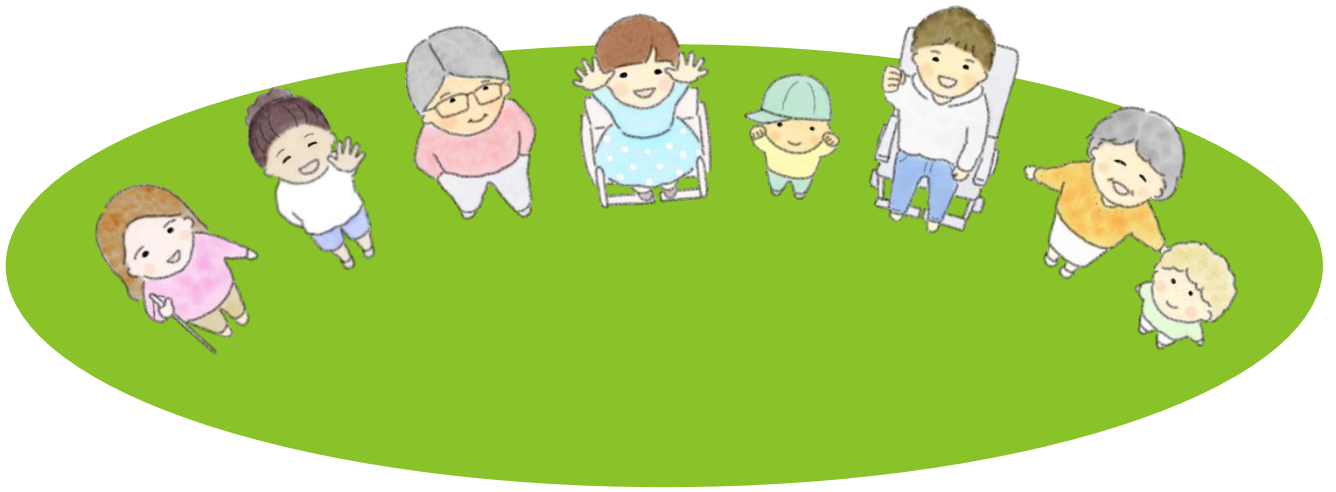
当事者が抱える課題や背景は複雑で、障がい、高齢者、生活困窮など、望む支援も様々であり、複数の関係機関からの支援が必要となることも少なくありません。また、課題解決だけが支援ではなく寄り添い等を含めた支援も考えられ、多くの関係機関の協力体制の下で、個別ケースに応じた支援が求められます。

支援を行う関係者の中には、ケアを受ける家族の担当者であったり、子どもの支援担当者であったりとそれぞれの役割が異なることから、各関係機関の役割を踏まえた連携により課題解決を図っていく必要があります。また、家庭内の状況把握や介入が困難な場合には、ヤングケアラーへの見守り・寄り添い等を行うことも重要です。

〔 ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関 〕



出所：厚生労働省令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 有限責任監査法人トーマツ
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」を基に作成



ヤングケアラー支援のための福祉サービスの手引き

令和5年(2023年)10月 発行

令和7年(2025年)6月 改定

編集・発行 甲府市 子ども未来部 子育て支援課
甲府市ヤングケアラー支援庁内連携チーム

〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1 Tel055-237-1161(代表)
Tel055-221-3011(ダイヤルイン)